

## 第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年3月19日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員

|                            |                            |                             |                            |                             |                            |                             |                           |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| <small>たぐち</small><br>6田口  | <small>よしのり</small><br>慶則・ | <small>むくした</small><br>7棕下  | <small>たもつ</small><br>保・   | <small>みやもと</small><br>14宮本 | <small>まさはる</small><br>政春・ | <small>もりやま</small><br>15守山 | <small>たかゆき</small><br>孝之 |
| <small>なかに</small><br>16中谷 | <small>ひでや</small><br>秀也・  | <small>にしもり</small><br>17西森 | <small>よしのり</small><br>偉統・ | <small>ゆうき</small><br>18結城  | <small>しんぞう</small><br>晉三・ | <small>もろと</small><br>20諸戸  | <small>よしあき</small><br>善昭 |
| <small>なかの</small><br>22中野 | <small>こ</small><br>たつ子・   | <small>かたおか</small><br>23片岡 | <small>まさいく</small><br>眞郁  |                             |                            |                             |                           |

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹  
美杉：前山主査

議事録署名者

|                             |                            |                            |                           |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| <small>みやもと</small><br>14宮本 | <small>まさはる</small><br>政春・ | <small>ゆうき</small><br>18結城 | <small>しんぞう</small><br>晉三 |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号規定による届出について  
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について（所有権移転）  
 報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）  
 議案第4号 非農地証明願について  
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>第3回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人、14番 宮本政春委員、18番 結城晋三委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告願います。よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事 務 局 | <p>議案書の1ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から24で、3ページの合計欄をお願いします。</p> <p>合計件数は24件、合計面積は4万5,603㎡、内訳としまして田が4万3,490㎡、畑が2,113㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>4ページ、5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から9で、5ページをお願いします。</p> <p>件数は9件、合計面積は1万8,172㎡で、その内訳は田が1万4,997㎡、畑が3,175㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、共同住宅用地の1件で、面積は畑で978㎡です。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、宅地分譲用地。</p> <p>番号2、一般個人住宅用地。</p> <p>の2件で、合計面積は畑で1,309㎡でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。</p> <p>番号1、権利者、____、申請地は畑で、合計面積は842㎡、取得年月日は昭和60年1月1日でございます。</p> <p>この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、時効取得が完成しております。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長   | <p>それでは議案のほうに入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

議題といたします。よろしくお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 1万2,063㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 9,825㎡、申請地 久居小戸木町池端 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 604㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 3万5,255㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,803㎡、申請地 稲葉町涼野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 419㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,948㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,435㎡、申請地 一志町波瀬佐野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 579㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,692㎡、渡人 \_\_\_\_\_外1名、面積 301㎡、申請地 一志町波瀬岩垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 301㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,296.37㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,066㎡、申請地 白山町川口小野 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,512㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 578㎡、申請地 白山町南出西兵司 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 578㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、遠方のため営農を廃止する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 ハッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,185㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,537㎡、申請地 白山町山田野ほうじ野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 753㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、渡人に要望して申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,098㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,941㎡、申請地 美杉町竹原小谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 498㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,693.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_、面積 3, 470 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町竹原鳥首\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 579 m<sup>2</sup>外1筆、合計面積 3, 284 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は9件、合計面積は7, 260 m<sup>2</sup>、このうち田が4, 711 m<sup>2</sup>、畑が2, 549 m<sup>2</sup>でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。この件については、先日、9日に現地を確認してまいりました。これは、棕下さんと諸戸さんと、それで私と事務局と地元推進委員で行ってまいりました。この場所は\_\_\_\_の南約500メートルのところですが、田でそのままですが、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。これも、去る9日の日に、諸戸部会長、それから田口委員、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては、\_\_\_\_の東約150メートルのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えます。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。去る9日の日、守山会長と事務局、地元推進委員と立ち会いのもとで見ました。3番の件は既に農地つくってみえて、畔を抜いて自分ところに合わせたというような感じですが、何ら問題ないと思います。  
4番の\_\_\_\_は自宅の隣の畑を購入された感じで、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_の西約800メートルのところですが、この土地は受人の自宅のすぐ前に当たりまして、耕作に便利のために譲り受けようとするもので、何ら問題はないかと思ひます。

続きまして、6番ですが、場所は\_\_\_\_の南約400メートルのところですが、西森、中谷両委員と事務局で確認をしてまいりました。この土地は受人のすぐ隣でして、今まで荒れていたようで、耕作をするに当たり便利のために譲り受けようとするもので、何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願いします。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | ありがとうございます。7番、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 西森委員  | 17番、西森です。これは、3月9日、中谷、西森両委員と地元推進委員、それから事務局というメンバーで立ち合いのほうさせていただきました。場所ですが、_____から南のほうに約300メートル移動したところです。現況ですが、雑種地というか、草は刈られていたんですが、耕作もされていない土地ということで、間もなく耕作されるような形であれば非常にありがたいなと思いながら現地のほう確認をさせてもらいました。3条申請ということで、所有権移転なので、いい形で使っていただければということで確認してきた次第です。以上です。                                                                                                     |
| 議 長   | ありがとうございます。8番、9番、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 結城委員  | <p>18番、結城です。8、9を説明いたします。9日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認しました。渡人は農業経営の縮小、受人は農業経営の拡大ということで、結構な話でございます。よろしくお願いします。</p> <p>9番につきましては、同じ日、9日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。渡人は以前から本件の農地を耕作していたわけです。それが売り主の自分自身がこれから農業していけないということで、今般、受人に譲渡をしていただきたいということでございますので、よろしくお願いします。以上です。</p>                                                                                                    |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 部会委員  | <一同 異議なし>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。事務局、説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事 務 局 | <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町坊ヶ谷_____<br/>台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 353㎡外1筆、合計面積 703㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和40年ごろ植林されており、経過書の提出がありますことから、追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口上野_____<br/>台帳地目 田、現況地目 道路、面積 13㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和49年12月ごろから道路として使用されており、</p> |

始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気下之世古 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 148㎡外3筆、合計面積 887㎡。

これにつきましては、昭和55年ごろ植林されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,603㎡、このうち田が13㎡、畑が1,590㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、お願いします。

棕下委員

7番、棕下でございます。これも去る9日の日に、諸戸部会長、それから田口委員、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_から約250メートル東のところにございまして、事務局説明のとおりでございまして何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。9日の日に、西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局とで確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東約1キロのあたりです。この土地は奥の住宅の進入路兼田んぼの進入路という形で使われておりまして、事務局の説明のとおり何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員

18番、結城です。下多気、3番について説明いたします。9日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。昭和50年ごろから山林と無断転用したもので、小口の畑にて近隣が山林ばかりで耕作が困難になり植林をしたと。始末書の提出もあるということです。以上です。

議長

ありがとうございます。

地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部会委員  | <一同 異議なし>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 務 局 | <p>11ページ、12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 _____外1名、渡人 _____、申請地 久居北口町駒走り_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 久居、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 新家町己改_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 979㎡外5筆、合計面積 3,258㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を墓地及び駐車場用地とするものです。</p> <p>なお、一部は既にこの目的で転用されており、始末書の提出がありますことから、この部分については追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 久居、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 679㎡外1筆、合計面積 1,489㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は586.8㎡、不整形地に当たりますことから転用面積の39%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町涼野_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 363㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林とするものですが、昭和40年ごろ渡人が植林しており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号5、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町大仰六反_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 505㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号6、地区 川合、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 515㎡。</p> |

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、隣接宅地と一体利用で設置するため522.1㎡、利用率といたしましては、合計利用面積1,264.37㎡の41.26%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_ (株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村池ノ窪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 828㎡外1筆、合計面積 1,697㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は697㎡、利用率といたしましては転用面積の41.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野南出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 438㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

番号9、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_ (株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置霜田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 486㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を店舗の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口二川 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町佐田大垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 19㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区、上多気の案件につきましては、今回取り下げられておりますので、抹消をお願いいたします。

番号13、地区 下之川、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川東川浦 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 644㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、土木用資材置き場用地とするものです。

なお、昭和60年ごろ渡人が植林しており、始末書の提出がありますので、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

合計ですが、1件取り下げがありましたので件数は12件で、合計面積は1

万1, 369㎡とありますが9, 879㎡になります。また、田は4, 583㎡が3, 093㎡に、畑は変わらずに6, 786㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。1番から3番までですね。

田口委員 1番、2番、3番であります。

2番は、これは、先日9日の午後、現場を見てまいりました。事務局と、会長、部会長、私と、地元推進委員でまいりました。これは、場所は\_\_\_\_\_北約500メートルのところですよ。お寺の墓地と駐車場にするものですので、何ら問題ないと思います。

1番は\_\_\_\_\_の西約20メートルのところですよ。これ、住宅のすぐ西側を駐車場に変えるということですので、これも何ら問題ないと思います。

3番は、これは、場所は\_\_\_\_\_の南約300メートルのところですよ。これも何ら問題ないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。この物件も第1号議案の3条の規定の2番と同じ場所の東側でございまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。これも先日9日の日、守山会長と事務局、それから地元推進委員立ち会いのもとで確認をしました。場所は\_\_\_\_\_から東約100メートルのところ、既に隣に住宅が建っているようなところでした。道にも面していますし、問題なさそうですので、事務局の説明のとおりで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、6、7、8、9。

守山委員 15番 守山です。川合地区の4件を説明させていただきます。

まず、6番であります。9日の日に、地元推進委員と、農業委員の私と宮本委員、そして事務局で、現地で申請者からの説明を受けました。場所は、\_\_\_\_\_の南東約100メートルのところ、これ、住所が一志町小山中野となっています。先ほど事務局からの説明で、今現在、宅地と一体利用という説明がありました。そこで、7番と一緒に説明させていただきますが、その場所という住所は小山中野、そして7番は一志町庄村池ノ窪となっていますが、隣同士であるわけで、住所が全く、庄村と小山と全く違う住所になっていますが、そのことで、転用目的も同じ、申請者も同じということになります。

そして、8番であります。これは津市一志町片野、そして隣が松阪市嬉野

平生町でありまして、場所はその辺であります。ここは住宅地で、畑から住宅への転用でありまして、何ら関係がないと思います。その次は、9番は地元推進委員と、それから宮本、守山、それから事務局が申請者の代理である方から説明を受けました。場所は\_\_\_\_\_から久居へ向かって約1キロもないと思うのですけれども、\_\_\_\_\_であります。現在、\_\_\_\_\_は、約20年か25年営業していますが、その真隣でありまして、駐車場が小さくなったということで、駐車場用地として転用したいということでありまして。地元推進委員の方、それから自治会も何ら問題がないという説明を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。  
                    10番、11番お願いします

中谷委員        16番、中谷です。9日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員と事務局で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の北西約300メートルです。現在建っている家の隣に家を建築しようとしてみえまして、そこに行く進入路がないということで、この土地を譲り受けようとするものです。何ら問題はないかと思ひます。

                    11番ですけれども、11番は、これも同じく9日の日に西森、中谷両委員と事務局で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_のすぐ裏になります。この件は昨年の5月に許可が出ておりましたけれども、一部この土地だけ漏れておりまして、再び申請をされたということですので、何ら問題はないかと思ひます。

議 長            13番、お願いします。

結城委員        18番、結城です。下之川、13番について説明します。9日の日に、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。流木を伐採して土木用資材、土とか砂利とかの置き場として活用したいと。隣地も資材置き場で利用されているので問題はないと思ひますので、よろしくお願い致します。以上です。

議 長            ありがとうございます。

議 長            地元委員より説明ございました。皆さん方のご意見お伺いしたいと思ひます。よろしいですか。

                    それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員        <一同 異議なし>

議 長            異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

                    引き続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。  
事務局、説明願ひます。お願いします。

事 務 局        13ページをお願いいたします。  
                    議案第4号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居元町西出\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 575㎡。

これにつきましては、提出されております建物の全部事項証明書により、昭和47年には居宅が建築されていたことが確認できます。

番号2、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村北出\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目、こちら畑になっておりますが宅地に訂正をお願いいたします。面積 142㎡外1筆、合計面積 462㎡。

これにつきましては、提出されております平成7年5月18日国土地理院撮影の航空写真により、このとき既に建物が建築されていたことが確認できます。

番号3、地区 川口、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口茅刈\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 271㎡。

これにつきましては、提出されております土地家屋課税台帳の写しにより、昭和25年には居宅が建築されていたことが確認できます。

以上、件数は3件、面積は畑で1, 308㎡……。

失礼いたしました。番号2の修正をお願いいたします。番号2の、先ほど\_\_\_\_\_  
の現況地目、畑を宅地へ修正をお願いさせていただきましたが、\_\_\_\_\_  
、こちら現況地目が畑になっておりますので、こちら宅地へ修正をお願いいたします。

番号2、一志町庄村北出、地番\_\_\_\_\_の現況地目につきましても、現在、畑になっておりますところを宅地へ訂正をお願いいたします。

以上、件数は3件、面積は畑で1, 308㎡、いずれの案件につきましても農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番の件について説明します。これも9日の日に棕下さん、諸戸さん、私と事務局と、地元推進委員で見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の北東に竹やぶがありますけれども、その竹やぶのすぐ東ですので、家も全部建っているということですので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。2番、川合の件であります。地元推進委員と農業委員、そして事務局で、現地で説明を受けました。事務局説明していただいたように、私も子供のときから家が建っていたという記憶があります。何ら問題がないと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日の日、西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事

務局で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_へ抜ける\_\_\_\_\_というのがあるのですが、その\_\_\_\_\_から東に約200メートルのところです。昭和25年度から家が建っていたようで、事務局の説明どおり何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま地元委員より説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。  
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することと決定したいと思います。  
それでは次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。  
まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で6万9,766㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転で4,527㎡、契約件数は52件でございます。  
一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14万9,817㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,223㎡、契約件数は108件でございます。  
白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36万657.95㎡、畑の賃貸借で1,261㎡、契約件数は210件でございます。  
美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,295㎡、契約件数は2件でございます。  
以上合計で、田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて58万2,535.95㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で9,011㎡、合計契約件数は372件、合計面積は59万1,546.95㎡となっております。  
次に、認定農業者への集積状況でございます。  
地区別の集積は、久居地区17件、一志地区47件、白山地区110件、美杉地区1件で、合計件数は175件、合計面積は49万8,290.95㎡でございます。  
なお、今回の利用集積計画のうち、件数で47%、面積では84.2%が認定農業者に集積されております。  
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に

該当する案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、今回、案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号14、外7件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室。

< 退 室 >

議 長

よろしいですか。

それでは、この8件についていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました8件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室、お願いします。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号78、外3件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

それでは、この4件についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

ありがとうございます。

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員      <一同 異議なし>

議      長      ありがとうございます。  
                 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。  
                 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

午後 2 時 5 0 分

上記は、第 3 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_